

## 志學館大学卒業見込証明書発行に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学に在籍する学生の「卒業見込証明書」の発行に関し必要な事項を定める。

(発行要件)

第2条 卒業見込証明書は、次の各号に掲げる基準を全て満たした学生の申請に基づき、発行するものとする。

- (1) 4年次の学生であり、かつ、前期にあつては3年以上、後期にあつては3年半以上修業していること。
- (2) 前期にあつては70単位以上、後期にあつては100単位以上を修得していること。
- (3) 学費の未納期間が、2学期を超えていないこと。

2 特別な事情等がある場合は、学長が発行の可否を決定する。

3 翌年度9月卒業予定者の卒業見込証明書は、第1項の規定に準じて後期以降に発行するものとする。その場合、第1項第1号及び第2号の前期は後期と、後期は前期と読み替える。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年3月31日に在籍していた者にはこれを適用しない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年3月31日に在籍していた者については、なお従前の例による。